

学位論文題名

『ナチズム外交と「満洲国」』

学位論文内容の要旨

本論文は、ナチズム体制初期のドイツの対「満洲国」政策、とりわけ1936年4月30日に締結された「独満貿易協定」の成立過程を詳細に分析しようと試みたものである。

現在まで、国際学界において、ナチス・ドイツと「満洲国」の関係は、ほとんど研究されてこなかった。それは、主要には以下の2つの事情による。第1に、現在までナチズム対外政策研究は、もっぱらドイツの対ヨーロッパ政策(とりわけ対英・対仏・対ソ政策など)の分析に集中し、極東、とりわけ「満洲国」に対する外交政策にはほとんど研究上の関心が向けられてこなかった。第2に、他方、「満洲国」については、その傀儡性ゆえに、この「国」の対外関係にはほとんど研究上の関心が向けられてこなかった。

本論文は、こうした研究上の空白を埋めるとともに、ナチズム外交政策研究一般にも理論的・実証的寄与を行おうとしたものである。

第1部「ナチズム期ドイツ外交の分析枠組」では、上記の課題のため、ナチズム外交に関して欧米で蓄積されてきた様々な研究を整理し、筆者独自の政治学的分析枠組の設計を試みている。

まず第1章「ナチズム外交分析のマクロ・モデル」では、A. Hillgruber, K. Hildebrand, E. Jäckelらドイツ国際政治史学界における主流派＝「プログラム学派」の見解を整理し、同学派がナチズム外交史研究における包括的なパラダイムの提出に成功しつつも、1) ヒトラー中心主義的、2) ヨーロッパ大国中心主義的、3) 歴史主義的な限界を持つことが指摘される。さらに M. Broszat, H. Mommsen, W. Schieder, J. Radkauら「機能構造派」の諸学説が検討され、同学派の提出する社会科学的な諸モデルが「プログラム学派」の限界を超えて進むべき研究上の指針を含んでいることが示される。以上のようなドイツの学説史の整理を踏まえた上で、最後に、筆者独自のマクロの政治学的な理論モデルである「ナチズム外交分析における争点領域モデル」が提起され、「プログラム学派」と「機能構造派」の対立を止揚する方向が示される。

第2章「ナチズム外交分析のミクロ・モデル」では、ミクロの政治学的な理論モデルとして G. Allison の対外政策決定過程モデルが加工され、ナチズム外交分析にも応用可能なものとして示される。

第二部「ナチズム外交と『満洲国』」では、第一部で設計した分析枠組を、具体的にナチス・ドイツの対「満洲国」政策の分析に適用している。使用された史料は、主としてドイツ外務省外交

史料館・連邦文書館・連邦軍事文書館所蔵の史料であるが、いわゆる『厳秘会見録』その他の日本側・「満洲国」側の第一次史料も用いている。

第3章「ナチズム極東政策の初期条件」では、1930年代初期、極東政策を活性化させていく際にドイツが直面した国内政治的・国際政治的・国際法的な諸条件が分析される。具体的にはナチズム体制の対外政策イデオロギー、独ソ秘密軍事協力関係の破綻、中国国民政府におけるドイツ軍事顧問団の活動、ドイツの国防経済的状況、日独間・独中間の法的な関係などが明らかにされる。さらに主体的な条件としては、ヒトラー、ゲーリング、リッペントロップ、外務省、国防省など主要なアクターの極東イメージが分析され、彼ら「第三帝国」指導層が具体的な極東政策構想を有していなかったことが示される。

本論文の中心部分である第4章「『満洲国』問題をめぐる政府内抗争 1933～1936年」では、まず第1節「『満洲国』承認問題とヒトラー・シンボルの交換」で、1933年10月～34年2月に至る時期のドイツ対「満洲国」政策の混乱が分析され、通説とは異なり、この時期にヒトラーは対「満洲国」政策においてまともな政治指導を行わず、そのことがドイツの「満洲国」承認問題で政治的迷走をもたらしたことが分析される。

続いて第2節「ナチ党外交政策局の極東構想および対外経済政策構想と『満洲国』」では、外交政策分野での政治的野心を持ったナチ党外交政策局の極東に関する構想が分析される。第3節「テュッセン、ローゼンベルクと『帝国コミッサー』ハイエ」では、親ナチ派経済人やナチ党外交政策局の支持を背景としたハイエなる人物の「満洲国」での行動が分析される。第4節「独満貿易協定交渉と極東各界の混乱」では、外務省を無視したハイエの行動が極東各界において多大な混乱をもたらしたことが示される。第5節「熱い夏・1934年」では、ハイエの行動をめぐりドイツ外務省（特にリッター貿易政策局長）とナチ党外交政策局の間で繰り広げられた熾烈な組織闘争が分析される。第6節「独満貿易協定（1936年4月）の成立」では、リッター貿易政策局長が、ナチ党外交政策局の組織的活動の排除に成功しつつも、同組織の構想に触発された対外経済政策方針を形成し、それに基づき1936年の独満貿易協定を締結したことが示される。

「おわりに」では、以上の分析の結果が総括される。ドイツの対「満洲国」政策においては、1) 政策決定過程に介入するアクターが多面的・競合的に存在しており、2) そうした過程の中で最終的にヘゲモニーを握ったのは外務省貿易政策局・リッター局長であり、3) ヒトラーの政治指導はほとんど介在せず、4) リッターとナチ党外交政策局の構想の間には「連続性」（より正確には後者から前者への「逆連続性」）が存在したことを確認した。総じて、ナチズムの対「満洲国」政策においては、プログラム学派のパラダイムが妥当せず、ナチズム外交政策を多面的に分析する必要を理論的・実証的に示唆し得たと考える。

# 学位論文審査の要旨

主査	教授	田口	晃
副査	教授	古矢	旬
副査	助教授	川島	真

学位論文題名

## 『ナチズム外交と「満洲国」』

### (論文の要旨)

本論文は、ナチズム体制初期のドイツ対「満洲国」政策、とりわけ1936年4月30日に締結された「独満貿易協定」の成立過程を分析したものである。

第一部ではナチズム外交に関して欧米で蓄積された諸研究を整理し、著者独自の政治学的分析枠組みの設計を試みている。まず、ナチズム外交のマクロ・モデルとしてドイツ国際政治史学界の主流派＝「プログラム学派」の見解につき、ナチズム外交研究の包括的パラダイム提示に成功しながらも、ヒトラー中心主義的、ヨーロッパ大国中心主義的、歴史主義的限界を指摘している。それに対する「機能構造派」の批判を斟酌した上で、著者は独自の「争点領域モデル」によって両派の対立が止揚できるとしている。またナチズム外交のミクロ・モデルとしてG.Allisonの対外政策決定モデルを加工した「政府内政治」モデルを設定し、実際の分析に用いている。

第二部で本格的な分析が展開される。まず、ナチズムの対外政策イデオロギー、ヨーロッパにおける外交の手詰まり状態、日独・独中間の法的・経済的関係など、主題の前提になる初期条件を検討したのち、「満洲国」問題をめぐる政府内抗争が詳細に扱われる。この時期ヒトラーが「満洲国」政策を打ち出さなかった空白期があり、そこに野心を持ったナチ党外交政策局とそれを取り巻く利害関係者が介入を試みたのである。党を通じて「帝国コミッサー」に任命されたハイエなる人物が外務省を無視して極東で暗躍し、混乱を引き起こした。34年夏にはハイエの行動をめぐり、ドイツ外務省貿易政策局とナチ党外交政策局と間で熾烈な組織闘争が展開される。そうしてナチ党の組織的介入排除に成功した外務省が、党側の構想に触発された経済政策方針を形成し、1936年の独満経済協定を成立させたのであった。

### (評価の要旨)

ナチス外交に関しては、ヒトラーの一貫したプログラムに従って展開された、という「プ

プログラム学派」の解釈が70年代以来主流であった。それに対し著者は「機能構造学派」による別の解釈を検討した後、独自に争点領域モデルを設定した。外交政策の決定過程を諸アクター間の「政府内政治」として捉え、ヒトラーの関心が高い領域とそうでない領域とでは展開が異なるというのがそのモデルである。一般にヒトラーの命令は口頭でなされることが多く、部下がそれを具体化する過程で「累積的急進化」が生ずることが指摘されている。その際、ヒトラー自身に明確なアイデアのない政策分野では、急進化の過程でナチ党メンバーによる既存組織に対する侵食、所謂「強制的均質化」(Gleichschaltung)が展開しやすいと考えられる。

「強制的均質化」に最後迄抵抗した外務省に対しても早くから周辺領域でナチ党による侵食が進んだのであり、その好例として、これまで研究史の空白部分であった33年夏から36年にかけてのナチス・ドイツと満州国の関係を取り上げたのが本論文である。

30年代前半満州問題を種にナチ党外交部とその関係者による外交政策への介入の試みが行われ外務省との角逐が生じた。熾烈な闘争が生じたものの、この段階の満州問題ではまだ外務省側が党の圧力をはねのけることができた(外務省が「強制的均質化」されるのは37年後半以降である)。そうした極東をめぐるドイツ外交の「政府内政治」過程が見事に描かれている。その結果、ナチズムの対「満州国」政策に於いては、「プログラム学派」の解釈は妥当しないこと、ナチズム外交を多元的に分析する必要性のあることが理論的・実証的に示された。

史料・技術的にはドイツ外務省を中心に連邦文書館、軍事文書館等のドイツ側史料を博搜したうえに、日本側、満州国の一次史料も丹念に扱っており、解読と分析の水準も高い。表現は明解であり、叙述の展開の仕方も説得的である。

本論文は全体として、従来の日独歴史研究の空白を埋めた貴重な業績というに留まらず、ナチス体制のなかでの政治指導に関する新たな解釈の見事な事例分析にもなっているのもあって、日本におけるドイツ政治史研究への寄与は無論のこと、ドイツの学界におけるナチス研究にも新たな貢献をなすものといえる。いずれドイツ語または英語への翻訳が望まれる。

以上から、審査委員全員が博士論文として十分な研究であると評価した。